

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における

消防団活動のあり方等に関する検討会

ワーキングチーム会議（第1回）

## 【参考資料2】

消防団の活動マニュアル

宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市、いわき市

# 地震災害活動マニュアル

(宮古市消防団員用)

宮古市危機管理監

消防対策課

## 第1【初動措置】

### 1 身体防護

地震発生時、自身及び周りの者の身体防護に努める。

「伏せる」「〇〇の下に入れ」「火を消せ」と指示し、落下物から身を守るとともに出火を防ぐ。

### 2 出火防止

- ・ LPGの元栓を閉める。
- ・ 暖房器具等のスイッチを切る。
- ・ 避難時に電気ブレーカーを切る。

### 3 近隣への出火防止呼びかけ及び安否確認

- ・ 近隣世帯への出火防止呼びかけ。
- ・ 一人暮らし、弱者等の状況把握。
- ・ 緊急の消火救助の必要がある場合、付近の者に協力依頼し活動する。

## 第2【参集準備・手段・経路における情報収集】

### 1 服装

- ・ 活動服及びはんてん、ヘルメット、長靴、手袋、(必要により防寒衣、雨衣)

### 2 携行品(ナップサックの活用)

- ・ 懐中電灯、携帯電話、タオル、ラジオ、筆記用具、食料等

### 3 手段

- ・ 徒歩、自転車、バイク等(自動車は使用しない)

### 4 経路における情報収集

- ・ 参集途上は出火防止呼びかけをするとともに、要救助者の有無、道路状況、家屋の被害状況等をできるだけ把握する。また消火・救助等対応の必要がある時は付近の者に協力を依頼し活動する。

## 第3【参集場所】

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 団長     | 団長参集施設                                 |
| 2 | 方面隊本部員 | 災害現場及び方面隊の中心となる施設等(宮古署、田老分署、新里分署、川井分署) |
| 3 | 分団員    | 分団の中心となる施設等(事前に決めておく)                  |

## 第4【情報収集・伝達】

### 1 団長

- ・ 各方面隊及び各分団からの情報収集、分析をする。

### 2 方面隊本部(指揮者 方面隊長)

- ・ 各分団からの情報収集及び団長への情報伝達。通信手段がない場合には適

- 宣伝令等の派遣も指示する。
- 3 分団本部(指揮者 分団長)
    - ・ 各部からの情報収集及び方面隊本部への情報伝達。通信手段がない場合は適宜宣伝令等の派遣も指示する。
  - 4 部及び班(指揮者 部長及び班長)
    - ・ 集落内の情報収集及び分団本部への情報伝達。
    - ・ 部長及び班長は参集した団員から集落内の状況を聴取するとともに、未調査区域の状況把握を指示する。調査は原則として1戸単位で実施し漏れのないよう詳細に実施する。
  - 5 情報収集の留意点
    - ・ 重要度順位 1)火災発生情報 2)救助情報 3)道路・水利情報
    - ・ 高所からの状況把握。
    - ・ 倒壊による土煙等を火災と誤認することがあるので注意する。
    - ・ 一般住民からの伝聞情報や視認情報は不確実なことがあるため自分で確認する
    - ・ 被害が甚大な地区からの情報ほど入らない。十分な配慮が必要である。
    - ・ 被害が小さい地区からは多くの人の目につく情報が殺到し、甚大な被害の地区と誤認する恐れがあるので分析に注意する。

## 第5 【住民への広報】

- 1 団長
  - ・ 情報及び避難場所の広報を方面隊に指示する。
- 2 方面隊本部
  - ・ 情報及び避難場所の広報を各分団に指示する。
  - ・ 方面隊本部としても車両部と連携し、方面隊管内の調査を兼ねた広報を必要に応じて実施する。
- 3 分団本部
  - ・ 情報及び避難場所の広報を各部及び各班に指示する。
  - ・ 分団本部としても車両部と連携し、分団管内の調査を兼ねた広報を必要に応じて実施する。
- 4 部及び班
  - ・ 集落内住民に対し、情報、注意事項、避難場所等の広報を実施する。
  - ・ 車両スピーカー、ハンドマイク、機器がない場合は肉声で実施する。
  - ・ 一人暮らし、弱者の世帯は伝達漏れのないよう個々に確認する。

## 第6 【部隊編成・出動準備】

- 1 団長
  - ・ 各方面隊の編成状況及び地域被害状況を勘察し、応援部隊及び応援ルートの選定等を行い必要な指示を出す。

## 2 方面隊本部

- ・ 各分団に対し、ポンプ等資機材の準備、人員の確保を指示する。方面隊管内の情報提供をするとともに、出動の際は方面隊本部員も出動できるよう体制を整える。

## 3 分団本部

- ・ 各部及び各班に対し、ポンプ等資機材の準備、人員の確保を指示する。
- ・ 館内の情報提供をするとともに、出動の際は分団本部員も出動できるよう体制を整える。

## 4 部及び班

- ・ 部長及び班長は団員を統率し、活動方針を徹底させる。また部隊を編成し、出動に備える。部長及び班長不在の場合は上席者が任に当たる。
- ・ 車庫器具庫に到着した団員はシャッターを開放し、ポンプを屋外に出すとともに速やかに点検し、機能に支障がないか確認する。
- ・ ホース、予備燃料、照明器具、その他資機材を準備する。
- ・ 家屋倒壊等の救助活動に必要なパール、ジャッキ、のこぎり、ハンマー、スコップ等をできるだけ集め準備する。

## 第7【消火活動】

地震発生後に最も恐ろしいのは、同時に発生する火災である。阪神・淡路大震災においても火災発生における初期対応ができず、多くの方が火災の犠牲となってしまった。同時多発する火災のため、消防力は分散され、さらに道路・橋梁等の破壊により応援隊も対応できないことが予想される。このことから地元消防団による火災初期対応が特に重要になってくることから次による。

### 1 活動の原則

- ・ 応援部隊が来ることは期待できない。自隊だけでの活動となることを分団員の共通認識とする。
- ・ 火災の早期発見と初期の一挙鎮圧が最も重要である。
- ・ 同時に複数の火災発生の場合、重要かつ危険度の高い方を優先した活動をする。

(1) 人命に危険が及ぶ火災

(2) 密集地等で延焼の恐れがある火災

(3) その他の火災

### 2 水利部署

- ・ 消火栓は地震により水道本管が損傷を受け使用不能となるため、消火栓以外の水利に部署する。
- ・ 通常の水利が地震のため使用不能となる可能性があるため、特に車両は進入し過ぎて動きが取れなくなることを注意する。

### 3 その他

- ・ 人員不足に対応するため消防団経験者等一般住民に協力を求める。
- ・ 活動中、余震が来ることを念頭におく。

- ・ 消火活動が終了し収納する時は、通常の火災現場での収納とは違い、迅速にしかも次の現場で機材が使い易いよう収納する。ホースは二重巻きで収納する。

## 第8【水ひ門閉鎖活動】

大規模な地震が発生すると、当地方は過去の事例から津波の発生確率が高いことから水ひ門の早期の閉鎖が必要となり、遅れると多数の死傷者が発生する。関係分団は消火活動、救助活動と平行して速やかに行わなければならない。

### 1 活動の原則

- ・ 消防団員が少数である場合、消防団経験者等一般住民に協力を求める。

### 2 活動要領

- ・ 閉鎖による挟まれ事故を起こさないよう、細心の注意をもって迅速に閉鎖しなければならない。

## 第9【救助活動】

大規模な地震が発生すると、家屋の倒壊、土砂崩れ等により多数の人が下敷きとなり救助が必要となる。このような状況になると救助活動をする者が不足することとなるが、消防団員一人であっても付近の住民を指揮して迅速に救助活動を行わなければならない。

### 1 活動の原則

- ・ 複数の救助現場がある場合、なによりも人命に関する現場を優先する。
- ・ 火災が発生している付近を優先する。
- ・ 一人暮らし、弱者の世帯は救助要請に関わらず、確認して廻る。
- ・ 余震が来ることを念頭におく。

### 2 活動要領

- ・ 現場を確認したら人員、資機材が足りるかどうかが判断し、足りないと思われる時は一般住民に協力を求める。
- ・ 倒壊現場は出火危険が高いため消火用具等をできるだけ準備する。
- ・ ガスの元栓、ブレーカーは切れる状態であれば直ちに切ってから活動を開始する。
- ・ 常に要救助者に声をかけ、元気づけながら活動をする。

## 第10【無線交信】

地震発生時には火災時と違い各団の団員、車両が一斉に活動を開始するため無線交信が混信してしまい、指揮命令や情報伝達に支障をきたすこととなる。このため下記の要領で無線統制を実施し、交信を確保する。

### 1 交信規制

- ・ 開局(出勤)、閉局の本部送信はしない。
- ・ 現場では伝令を効率よく使い、無線交信を控える。
- ・ 特に重要と思われる被害状況、応援要請等に限り交信する。
- ・ 交信はできるだけ簡潔にし、短時間とする。

2 無線による情報収集

- ・無線交信の傍受により他の地域の状況及び指示等が把握できるので、無線機の付近に極力団員を配置すること。

附則 平成21年4月1日から施行

3-7-2 釜石市海岸堤防水門等管理要領

昭和54年8月1日  
( 告 示 8 0 号 )

(管理の原則)

第1 水門及びひ門(以下「水門等」という。)の管理を委託された者(以下「水門等管理者」という。)は、水門等が、津波・高潮その他海水の変動による被害から、国土並びに住民の生命、身体及び財産を安全に守るために設置された趣旨に従い適正な維持管理をしなければならない。

(平常時における管理)

第2 水門等管理者は、平常時における管理業務を次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 水門等を毎日巡視点検すること。
- (2) 水門等の児童開閉装置の導水部分・水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (3) 防災関係者及び附近住民に水門等の重要性を認識させ、非常の際は何人でも水門等を閉鎖できるように指導しておくこと。

2 前項第1号の規定により水門等を巡視したときは、巡視日誌(様式第1号)を作成し備えておくものとする。

3 水門等は、毎年3回(原則として7月・11月及び3月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うほか、市長が実施する水門検査に立会いすること。

(警戒勤務)

第3 水門等管理者は、次の各号の一に該当する場合は警戒勤務につくものとする。

- (1) 高潮警報又は波浪警報が発令され、かつ災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 相当規模の地震が発生したとき。
- (3) 市長から指示されたとき。

2 警戒勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 水門を点検し、津波等の襲来の際、水門を適切かつ敏速に閉鎖できるよう保持すること。
- (2) 水門付近に水門を操作するに必要な人員を待機させること。
- (3) 水門の開閉に必要な資器材を携帯すること。

3 水門管理者は、警戒勤務についた後において、災害が起こるおそれがなくなったときは、警戒勤務を解除するものとする。

(水門の閉鎖)

第4 水門等管理者は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報が発令されたとき。
- (2) 津波警報が発令されたとき。
- (3) 海水に著しい変動があったとき。
- (4) 市長から指示されたとき。



2 前項第1号の場合において、水門等管理者は災害が起こるおそれがないと判断したときは、市長と協議し、水門等を開くことができるものとする。ただし、この場合においては水門付近に水門を操作するに必要な人員を待機させなければならない。

(水門の開放)

第5 水門等管理者は津波注意報又は、津波警報が解除されたとき、災害の起こるおそれなくなったとき、又は市長から指示のあったときは、水門等を開くものとする。

(報告)

第6 水門等管理者は、毎年度4月5日までに、当該年度の海岸堤防水門等管理体制報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は年度途中において、水門等の管理体制に変動が生じたときも、そのつど提出しなければならない。

3 水門等管理者は第2第3項に規定する試運転を行ったときは、海岸堤防水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該試運転の日後5日以内に市長に提出しなければならない。

4 水門等管理者は、次の各号の一に該当するときは直ちに電話等で市長に通報するものとする。

(1) 水門等に異状を認めるとき。

(2) 第3の規定に基づき、警戒勤務についたとき及び警戒勤務を解除したとき。

(3) 第4の規定に基づき、水門等を閉鎖したとき。

(4) 第5の規定に基づき、水門等を開いたとき。

## 第7節 津波・浸水対策計画

### 第1 基本方針

- 1 高潮、津波及び洪水等による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実に図る。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
消 防 長	潮位変化の計測及び監視
県 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
産 業 部	農 林 班	所管する水門等の閉鎖及び警戒
	水 産 班	1 所管する水門等の閉鎖及び警戒 2 潮位変化の計測及び監視
建 設 部	建 設 班	1 所管する水門等の閉鎖及び警戒 2 堤防、水門等の応急復旧 3 浸水対策用資機材の調達
本部運営部	運営班	潮位変化の計測及び監視

### 第3 実施要領

- 洪水、高潮及び津波による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減をするための水防活動は、水防法第25条の規定に基づく「釜石市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。
  - 1 監視、警戒活動
    - 津波予報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。
    - 潮位の変化については、海面監視システムや関係機関の施設等を活用し、遠隔地対応により計測及び監視にあたる。
    - 防災行政無線等により住民に情報を伝達し、警戒を呼びかける。
  - 2 海岸堤防施設の管理
    - 津波、高潮等による災害を防ぐため設置された海岸等の水門及び門扉及び管理区分は、資料編2-12-4のとおりである。

〔資料編2-12-4 水門・門扉一覧表〕

### 3 水門等の操作

- 水門、ひ門等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合は、直ちに門扉操作できる体制を整え、閉鎖する。

釜石市海岸堤防水門等管理要領は、資料編 2-12-5 のとおりである。

[資料編 2-12-5 釜石市海岸堤防水門等管理要領]

- 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、県釜石地方支部土木班長等に応援を要請する。
- 県釜石地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、復旧に努める。

### 4 浸水対策用資機材の確保

- 市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- 市本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県釜石地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

### 5 浸水防止応急復旧活動

#### (1) 河川、海岸

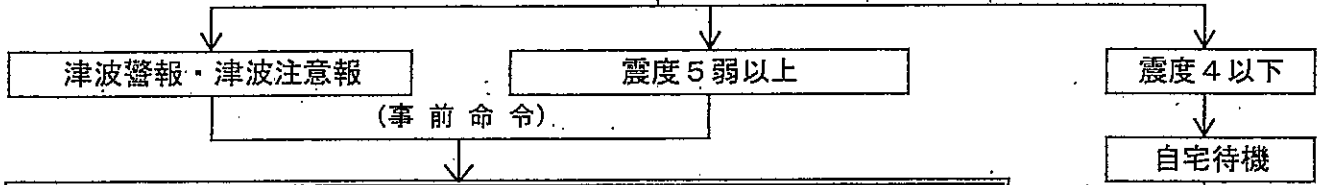
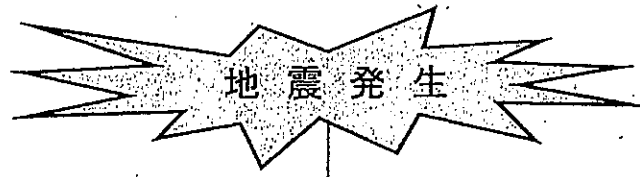
- 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

#### (2) 農業施設

- 各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

# 地震・津波災害時の活動フロー

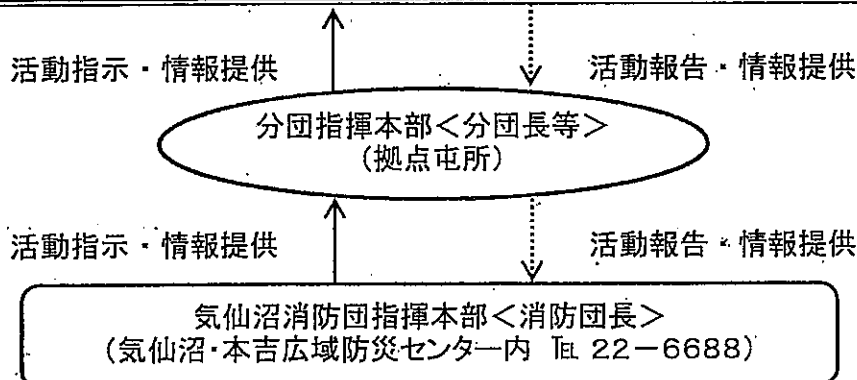
気仙沼市消防団  
平成21年9月1日



所属消防屯所(部・班)に参集		
活動項目	事前命令で活動	指示により活動
1 救助・救護活動(※注①)		○
2 火災防ぎょ活動(※注①)		○
3 避難誘導活動		○
4 広報活動	○	
5 水門・門扉閉鎖活動(※注④)	○	
6 情報収集・伝達活動	○	
7 警戒活動	○	
8 その他必要な活動		○

※注意事項

- 担当区域内で救助・救護及び災害等の災害が発生した場合は、団指揮本部等の指示を待たずに活動を開始し、その旨を団指揮本部に報告すること。
- 参集途上時に災害に遭遇した場合は、必要な措置をとること。
- 活動に際しては、安全管理に十分配慮し、事故防止に万全を期すこと。
- 現場の状況、防災行政無線、団指揮本部等からの情報等に注意し、団員の避難時機を失しないよう十分注意すること。  
特に、津波に関しては、到達予想時刻の10分前には避難を完了すること。
- 分団から団指揮本部への活動報告等は、随時積極的に行うこと。
- 各分団においては、常に拠点屯所と各部・班の連携を密にし、情報を集約すること。
- 活動団員が不足する場合は、安全に十分配慮した中で住民の協力を積極的に求めること。



## 石巻市消防団大規模災害対応マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは大規模災害が発生した場合に、石巻市消防団の初動体制における活動を円滑にするための対応マニュアルとして策定する。

### 2 適応災害

- (1) 震度6以上の地震による被害の発生
- (2) 津波襲来による被害の発生
- (3) 洪水による被害の発生

### 3 活動

災害対策活動は、原則として分団単位とする。

### 4 参集

各参集場所については次のとおりとする。

- (1) 団長・副団長 . . . . . 石巻市災害対策本部
- (2) 副団長・本部員 . . . . . 団本部
- (3) 各分団長・副分団長 . . . . . 指定された分団のポンプ置場(別紙1)
- (4) 各団員 . . . . . 分団長が参集するポンプ置場に参集し、  
分団長の指示を受ける。

### 5 指揮

- (1) 広範囲に亘る災害と通行・通信障害が発生した場合、団長の指揮権を分団長が指揮代行するものとする。(別紙2)
- (2) 団長は必要に応じ方面隊長を災害現場に派遣し指揮を執らせる。
- (3) 分団長は団長等が現場臨場した場合、速やかに現場状況報告するものとする

### 6 情報収集

団員は参集途上において可能な限り被害状況を把握する。

### 7 報告

- (1) 団員は参集途上において知り得た被害情報等を分団長に報告する。
- (2) 分団長は、各団員からの情報を別紙3の報告様式にとりまとめ別紙4の報告系統により団長にリレー送付する。

### 8 活動要領

別紙5のとおり

### 9 救出・救助・応急処置・情報報告活動で使用する資機材

別紙6のとおり

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信

(行政経営部、各部共通)

### 1 基本方針

初動対応期には、人命の救助救出、安全を確保するのに役立つ情報に限定した収集、連絡体制をとるものとする。また、電話通報については、人命の救助救出活動に結びつかない(安否の問い合わせ、ライフラインの復旧の見通し等)等の混乱情報と要救出現場数等の有益な情報を振り分けるため、非常用電話の設置などの必要な対策を講ずるものとする。

災害発生時には、市民に対して正確な情報を提供することにより適切な行動をとれるようにするとともに、パニックの発生を未然に防ぐ必要がある。そのためにも、緊急性の高い情報から、迅速・正確に伝達できる体制を整える。また、人命に係わるもの以外にも含めた被害状況及び被災者の生活を平常時に近づけるための情報収集を行う。

救援期になっても、住民の情報量は不足しており、日常では信じられない情報を信じ、異常な行動に結びつく可能性がある。このような状況を解消するために、広報内容に応じ広報実施機関を定め、各種情報をきめ細かく提供し、被災者に役立つ情報の提供を図る。

また、災害応急体制の確立及び応急対策の実施上重要な、「津波警報・注意報」、「地震情報・津波情報」を迅速、的確に受領伝達する。

### 2 活動項目

#### (1) 津波警報・注意報等の受領・伝達

##### ア 津波監視警戒

津波警報・注意報等が発表された場合及び地震を感じた場合には、津波警報・注意報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び海川沿岸をパトロールし、潮位、波高を警戒するものとする。

特に、震度4以上の地震を感じた場合は、気象台等からの津波警報・注意報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じるとともに、NHK等の放送を聴取する責任者を定めるなど、必要な措置を講じなければならない。

また、市、消防署・所、消防団、漁業関係団体は、直ちに管轄地域海岸へ出動し、海面の監視を行うとともに、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避するよう呼びかける。また、市は消防機関と協力してこれらの者に対し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示をする。

なお、津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

【参考】海面監視地点

(地区名)	(港名)	(漁業関係団体名)	(電話番号)
○久之浜・大久地区	久之浜港	いわき市漁業協同組合 本所	82-3111
○四倉地区	四倉港	〃 四倉支所	32-2424
○平地区	沼之内港	〃 沼之内支所	39-3206
○小名浜地区	江名港	江名漁業協同組合	55-8251
	〃	いわき市漁業協同組合 江名町支所	55-7121
	中之作港	中之作漁業協同組合	55-7111
	小名浜港	小名浜漁業協同組合	92-5114
	〃	小名浜機船底曳網漁業協同組合	54-6121
○勿来地区	勿来港	いわき市漁業協同組合 勿来支所	65-3131
	小浜港	〃 小浜支所	62-3551

イ 津波警報・注意報等の受領・伝達

(7) 津波警報・注意報の伝達

仙台管区気象台から発表された津波警報・注意報は、「津波警報・注意報伝達系統図」によって伝達されるので、津波警報・注意報を受けた市防災行政無線局及び消防本部は、直ちにそれぞれの機関に伝達するものとする。

(4) 津波警報・注意報の周知

a 津波警報・注意報の通報を受けた市防災行政無線局は、海岸に設置する屋外拡声子局を通して住民等に周知するものとする。伝達内容は、津波警報・注意報等のほか、災害の種別、発生 の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告又は指示及び注意事項等を迅速に広報伝達する。

b 津波警報・注意報の通報を受けた管轄又は担当区域内に海岸を有する消防署・所及び消防団は、消防署・所及び海岸に有する消防団サイレンを直ちに吹鳴（半鐘がある場合は半鐘も鳴鐘）すると共に管轄地区海岸へ出動し、住民等へ周知するものとする。（サイレン吹鳴については、平消防署を除く）。なお、津波警報・注意報の周知は緊急に行わなければならないので、出動消防車両等はサイレンを吹鳴して海岸へ急行し、海岸へ到着した場合は、サイレンの吹鳴と拡声機での放送によって周知するものとする。

c 津波警報・注意報の解除の場合も同様とする。

(7) 海水浴客等に対する周知

夏期の海水浴期間における海水浴客等に対する津波警報・注意報の周知は、次により行うものとする。

a 強い地震（震度4以上）や弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき及び津波警報・注意報の発表を受けたときは、市防災行政無線局は直ち

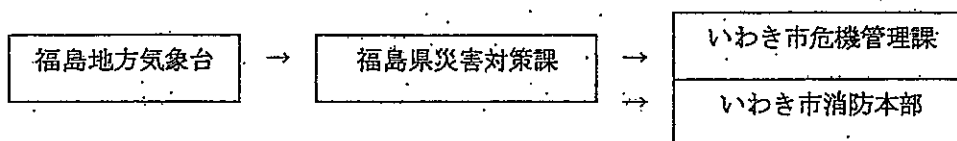
に海水浴場警備本部へ戸別受信機を通して伝達するものとする。

b 通報を受けた海水浴場警備本部は、直ちに海水浴客へ周知するものとする。

(エ) 支所及び出張所等における措置

支所長及び出張所等の長はそれぞれの伝達先から津波警報・注意報を受領したときは、その内容に応じ適切な措置を講ずるとともに、ラジオ、テレビ等により、その他の状況の聴取に努める。

(オ) 津波警報・注意報、地震情報及び津波情報の伝達系統図



(2) 気象台が行う津波警報・注意報等

ア 津波警報・注意報等の発表と伝達

津波警報・注意報等は仙台管区気象台が予報文を作成し発表する。その予報文は、緊急を要するため、「大津波 福島県」など種類や予報区を示す程度の必要最小限な簡略文で発表・伝達される。ただし、本邦沿岸より600km以遠の遠地地震の場合は、津波の被害が広範囲に及び全国的になることが予想されることから気象庁が全国的な津波警報・注意報を行うことがある。

津波予報区は、全国を66の区域（基本的に府県毎）に分割したもので、それぞれの区域ごとに津波の高さを「4m」など数値で予測し、津波被害を予想又は津波への注意喚起が必要な場合、津波警報・注意報を実施することとなる。例えば、「福島県」（いわき市はここに属する）の区域に、「0.5m」の津波が予想された場合は、仙台管区気象台で津波注意報を発表し、オンラインで福島地方気象台を經由し福島県へ、県から防災行政無線等で市へ即時に伝達され、市民に周知されるようになっている。



## 活動要領

1 震災時においては火災・救助・救急という事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧である。地震発生直後の初動時においては全組織を挙げて消火活動に着手することを最優先とし活動の方針とする。

したがって、各分団・各班は地震発生直後の同時多発火災に備え、人員の配置・積載物の増強等体制を整える。

2 火災防御において火災が消防力を超え延焼拡大し、または強風等により火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先に、住民の避難誘導を優先すると共に避難場所、避難路の確保のための活動を優先に行うこと。

3 消火活動は延焼防止を優先し、余裕ホースは転戦を考慮し十分にとること。

4 消火活動は風向、街区の延焼危険性、水利情勢、重要施設の立地、危険物施設の立地などを考慮し、防御にあたるものとする。

5 火災現場周辺では、常に退路を考えた消火活動を実施すること。

6 水利部署は消火栓断水に備え、出動時に消火栓以外の有効な水利を確認してから出動すること。

7 防火水槽への水利部署にあつては、40 t級は1隊、100 t級は2隊までを原則とすること。

8 家屋の倒壊等で救助が必要な場合は、配備されている資機材で可能な限り実施すること。

9 情報収集および広報活動を実施する場合は、単独行動は避け、最低2人1組とすること。

10 道路陥没、工作物の倒壊等による走行障害が予想される場所では、徐行運転の実施、誘導員の配置など状況に応じた事故防止策を講じること。

11 本震により傷んだ建物や工作物などは、余震により倒壊あるいは落下などが予想されるため、十分に注意すること。

12 作業時には余震を念頭に置き、十分な安全策を講じ、危険が伴うと判断される現場活動は安全が確保されるまで中止すること。

13 津波注意報発令時には、水門等を閉鎖後ポンプ置場へ参集すること。

14 津波による相当な被害が予想される場合（「大津波警報」発令等）は、沿岸部の住民を高台に避難させることを最優先に実施する。

### 第3節 津波予警報等の伝達計画

#### 第1 基本方針

- 1 津波予報・注意報・警報、地震及び津波に関する情報（以下、本節中「津波予警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波予警報等を住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。
- 3 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されることに配慮する。また、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮する。
- 4 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置について配慮する。

#### 第2 実施機関

【本編・第3章・第3節・第2 参照】

#### 第3 実施要領

##### 1 津波予警報等の種類及び伝達

##### (1) 津波予警報等の種類

##### ① 情報の種類

種 類	内 容	
地震に関する情報	震度速報 ※	震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を速報する。
	震源に関する情報	震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を発表する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測地点名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測地点名を発表する。
津波情報	津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波の到達予想時刻と予想される津波の高さ、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻と津波到達予想時刻、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向、振幅、最大の高さとその出現時刻）を発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表する。

注） 震度速報は、盛岡地方気象台から直接の伝達はない。

② 津波警報・注意報・予報の種類及び内容

ア 種類

- (ア) 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- (イ) 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- (ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高	
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m 10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	

注) ※1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

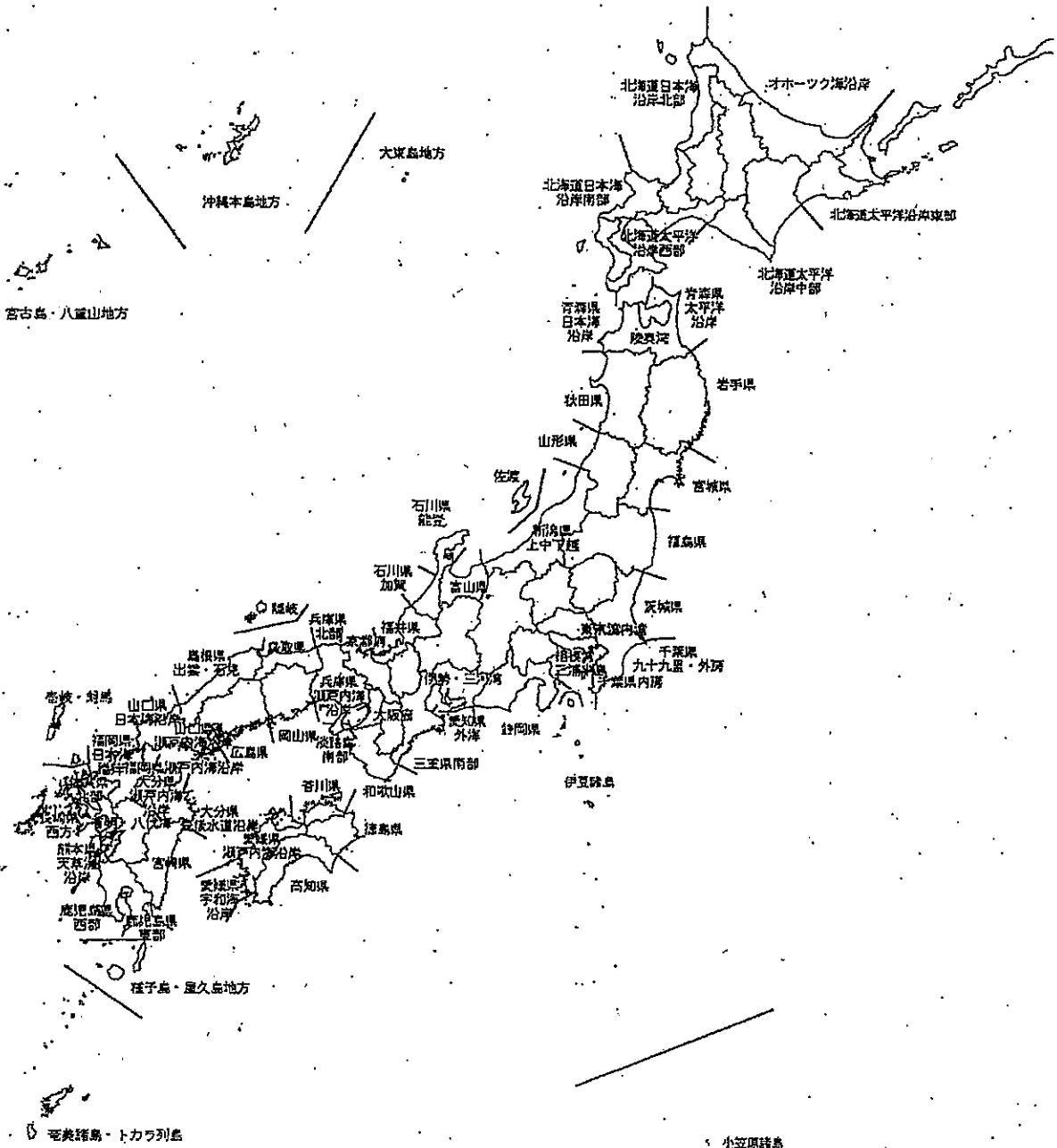
ウ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波予警報等に用いる海域名

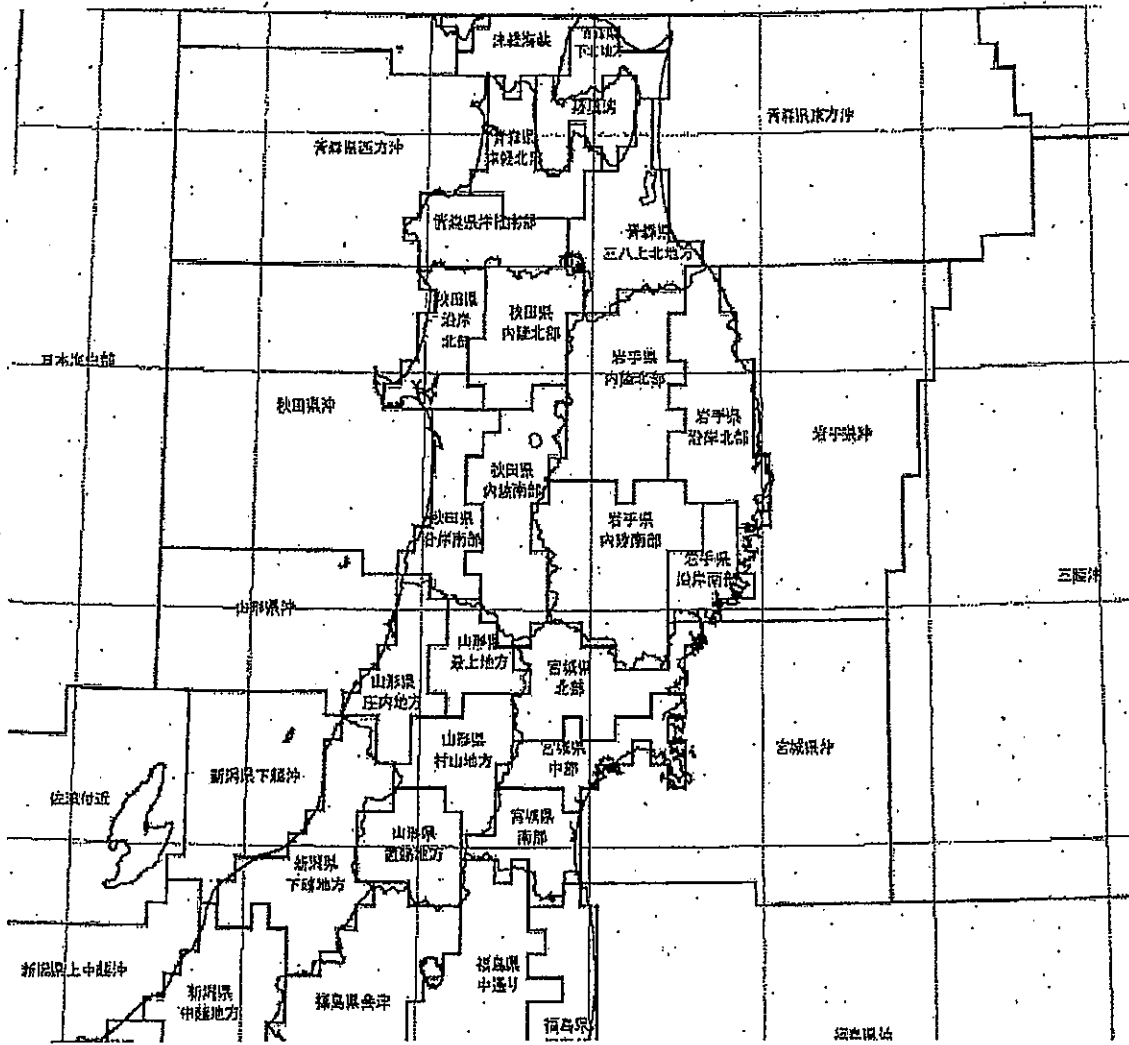
① 津波予報区

津波注意報・警報は、震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600km以遠にある地震による津波については、津波予報全国中枢(気象庁本庁)が、また、おおむね600km以内にある地震による津波については、津波予報全国中枢もしくは津波予報地方中枢(東北地方は、仙台管区气象台)が担当し、発表する。



② 情報に用いる海域名

地震情報に用いる東北地方の震央地名は、次のとおりである。



(3) 伝達系統

津波予報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

津波予報等の区分	発表機関	伝達系統
津波についての予報 ・注意報・警報	仙台管区気象台	津波予報・注意報・警報伝達 系統図(別図1)のとおり。
地震及び津波に関する 情報	盛岡地方気象台 仙台管区気象台	地震及び津波に関する情報伝 達系統図(別図2)のと おり。

(4) 市の措置

- ① 市は、津波予警報等を受領した場合は、直ちに、住民等に対して広報を行う。
- ② 市は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- ③ 津波予警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報は握に努める。
- ④ 市は、住民等に対する津波予警報等の伝達手段の確保に努める。
- ⑤ 津波予警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	エ サイレン及び警鐘
イ 電話	オ 自主防災組織等の広報活動
ウ 広報車	

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- ① 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市長等の通報先

通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。

(3) 異常現象の種類

通報を要する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

## 第9節 津波・浸水対策計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水、高潮及び津波による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

### 第2 実施機関

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒（海面等監視及び沿岸地区の警戒等） 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市に対する浸水対策用資機材の調達、あつせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧
東北地方整備局	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動等

（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 浸水対策用資機材の緊急調達
	消防班	1 所管する河川等の監視及び警戒（海面等監視及び沿岸地区の警戒等） 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 上記1及び2に係る消防団出動命令等
都市整備部	第2建設班	所管する河川等の監視及び警戒 所管する堤防、水門等の応急復旧

### 第3 実施要領

洪水、高潮及び津波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第25条の規定に基づく「宮古市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

#### 1 監視、警戒活動

市本部長は、津波予警報等が発表された場合及び震度2以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに河川、海岸、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の警戒にあたる。また、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型又は当該地震と判定されうる規模の地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

## 2 水門等の操作

- (1) 市本部長は、震度3以上の地震が発生した場合並びに津波注意報及び津波警報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。
- (2) 水門等の操作者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われずない場合においては、県本部宮古地方支部土木班長等に応援を要請する。

## 3 浸水対策用資機材の確保

市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、浸水対策用資機材等の確保を図る。

## 4 浸水防止応急復旧活動

### (1) 河川、海岸

ア 各管理者は、地震により、堤防等が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

イ 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

### (2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するために防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

## 5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 危機管理監は、必要な浸水対策活動の実施ができない場合又は浸水対策用資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (2) 市本部長は、市本部独自では浸水対策活動の実施又は浸水対策用資機材の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (3) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣計画」に定めるところにより行う。